

共済懇談会における 主な意見と要望について

共済懇談会は、埼玉県独自の事業であり、開催目的については、「組合員の方に共済事業の内容と現状をご理解いただき、共済制度を有効活用していただくこと」、また、「懇談会を通じて、事業に対する組合員の皆様からのご意見・ご要望を今後の事業運営に反映させること」としており、毎年度開催してはいましたが、今年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での開催を見送り、書面によりご意見・ご要望を聴取させていただいたところです。

組合員の皆様からいただいた全てのご意見・ご要望につきましては、去る10月23日に開催された職員側議員協議会において、職員側議員に検証いただき、今後、令和3年度予算編成時において更なる協議を重ね、実施可否について判断いただくこととなります。

組合員の皆様からいただいた各事業における主なご意見・ご要望について、一部の内容となりますが、そのご回答についてご報告させていただきます。

なお、共済懇談会資料及び職員側議員協議会における検討状況については、本組合ホームページに掲載させていただきましたので、是非、ご覧いただき、ご質問等ございましたら担当課に問い合わせくださるようお願いいたします。

短期給付関係

Q 保険証に貼れるジェネリック希望シールを配付してほしい。

A ジェネリック希望シールにつきましては、共済組合保険課までご連絡いただければ送付いたします。また、今月号の11ページにご案内の記事を掲載しておりますのでご参照ください。

Q 標準報酬月額について、毎年はないが程度定期的に開催される選挙事務についても保険者算定の対象にしてほしい。

A 保険者算定は、健康保険法及び厚生年金保険法と同様に一定の要件を満たした場合に限り行えることとなっております。「業務の性質上、例年発生することが見込まれること。」が要件とされており、例年発生しない選挙手当については保険者算定の対象外ということになりますのでご理解願います。

Q マイナンバーによる情報連携により検認の際の住民票等の添付書類が省略可能であるのに未だ対応できていない。すぐに対応すべきである。

A 今年度の検認事務につきましては、本組合の準備不足により組合員の皆様に対して多大なるご迷惑をおかけしたことにお詫び申し上げます。

マイナンバーによる情報連携が本格運用されていることにより、住民票等の添付書類が省略可能となっておりますので、令和4年度の検認より対応させていただきます。

Q 共済事業の中で重要な短期給付事業と長期給付事業の将来を見据えた効率的な運用をお願いしたい。

A 短期給付事業については、今後も安定した短期給付の運営が継続できるようジェネリック医薬品の普及促進等の医療費適正化事業を実施するとともに、保健事業と連携し疾病予防・健康保持に取り組んでまいります。

また、長期給付事業の財政運用については、全国市町村職員共済組合連合会(以下、連合会とする)より令和2年度

第1四半期の年金積立金の運用状況についてプラス運用であることの報告がされておりますが、この積立金は長期的に運用するものであることから、市場の動向によっては変動するものですので今後も連合会に安全かつ効率的な運用を要望してまいります。

Q 給付関係の請求書の記入例をわかりやすくしてほしい。

記入例の日付が〇〇月となっていたり、理由欄について「詳細を記入してください。」と記載されているが具体的に示してほしい。

A ご意見を踏まえて、今後は、できる限り具体的な記入例を作成したいと思います。

長期給付関係

Q 年金についての研修会を開催していただいたり、わかりやすい冊子を作っていただきたい。

A 退職予定者を対象に退職準備研修会を開催し、退職後の年金制度について説明・相談を行います。

なお、ご要望があれば所属所に出向いての説明も可能です。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの対応等もありますので、どのような研修会が可能か検討させていただきます。

また、冊子については制度のわかりやすいものを配布したいと考えております。今月号の『共済だより』に「地方公務員の年金制度が変わります」を折り込む予定です。

福祉事業関係

保健事業関係

Q 人間ドックの助成金を増額してほしい。

A 人間ドックの助成金額を増額することについては、保健事業検討委員会等において慎重に検討してまいります。

Q 子宮がん検診、乳がん検診について、人間ドックと同時実施や集団検診を受けたときのみ補助の対象としていますが、個別に子宮がん及び乳がん検診を受けたと

きにも補助の対象としてほしい。

A 子宮・乳がん検診の補助事業については、現在、人間ドック等の受診時ではオプション費用の8割を補助しております。また、住民検診(集団検診)の場合は自己負担額を補助しております。従いまして個別で子宮・乳がん検診のみを受診した場合、補助方法に変更が生じますので申請方法・補助金額等、具体的にどのような補助方法とするのか研究させていただきたいと思っております。

Q 福祉施設等利用補助、インフルエンザ予防接種助成などの対象者に扶養していない子を追加してほしい。

A 共済組合における補助、助成事業等については、福祉事業の一環として行っており、福祉事業は組合員及び被扶養者のために行う事業と地方公務員等共済組合法上示されておりますので、被扶養者でない方には適用できないこととなっております。ご理解をお願いいたします。

Q 「えらべる倶楽部」の宿泊補助増額期間を増やしてほしい。

毎年、7月下旬から9月下旬と12月下旬から1月上旬にかけて増額しているが、期間を増やしてほしい。また、年度15泊までについても増やしてほしい。

A 増額期間の延長や宿泊回数の増加については、アウトソーシング事業委託業者に交渉していきたいと思っております。

貯金事業関係

Q 共済預金の金利を上げてほしい。

A 共済預金に係る資金運用の環境については、市中金利が依然として低金利のため、共済組合における令和2年度の運用利回りは1.43%を予定しております。

一方で組合員皆様に還元する支払利息は1.6%であることから運用利回りを上回る、いわゆる逆ざやの状況となっております。従いまして今年度は約4億9千万円の当期損失資金が生じる見込みですが、貯金規則で定められております欠損金補てん積立金(不測の事態に備える積立金)を満額(貯金額の5%)以上保有していることから、その積立金の一部を取り崩すことで、支払利息1.6%を維持している状況です。

以上のことから利率の引き上げについては、現状難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

Q 昨今の金融情勢から支払利率を回復することは厳しいと考えるので、預金限度額を引き上げていただきますようお願いいたします。(4000万程度まで)

A 前述のQ & Aで回答したとおり共済預金に係る資金運用の環境については、市中金利が依然として低金利のため運用収益も減少傾向にあります。しかし、共済預金の入金額は年々増え続けており、預金総額も大幅に増加している状況です。そのため、預金額の増加に伴い支払利息の増加並びに貯金規則で定められております欠損金補てん積立金(不測の事態に備える積立金)を満額(貯金額の5%)積み立てる預金も増加しているところです。このことから貯金経理において損失金が見込まれる中、限度額を引き上げることは、利率の引き上げ同様、難しい状況ですので、ご理解をお願いいたします。

物資事業関係

Q 家庭常備薬の斡旋で薬を購入していますが、購入できる漢方薬の種類を増やしてほしい。

A 斡旋委託業者に要望し、取扱薬としていきたいと思えます。

共済生活保険関係

Q 7Lプラン保険料を男女同額にしてほしい。

A 7Lプランにおいては、年齢、性別で保険料率を設定(年群料率)し、保険金をお支払いする可能性が高いグループから多くの保険料をいただくことで加入者間の公平性を保っております。

なお、男女間での保険料率を一律にした場合(平均料率)本来、男性よりも低い保険料率である女性から多く保険料をいただくことになり、結果として加入者間で不公平が生じてしまうため7Lプランでは「年群料率」を採用しています。

ご理解をお願いいたします。

Q 共済生活保険の紙資料の配布について、紙だけではなく、個別での電子データの配布も選べるように対応してほしい。

A 電子データの対応については、書類の簡素化に向けて、委託保険会社と検討してまいりたいと思えます。

草津保養所関係

Q アルペンローゼの利用補助金の対象範囲を被扶養者ではない同居の家族まで広げてほしい。

A 共済組合が実施する福祉事業については、地方公務員等共済組合法において対象者を「組合員及び被扶養者」と定められていることから、被扶養者ではない同居の家族まで利用補助金の対象範囲を広げることができませんので、ご理解をお願いいたします。

Q アルペンローゼの朝食開始時間を早めてほしい。また、夕食の最終入場時間を遅くしてほしい。

A 現在、アルペンローゼでは、朝食時間を7時30分から9時まで、夕食時間を17時30分から20時30分まで(最終入場時間19時30分)とさせていただいております。

朝食の開始時間については、宿泊者のアンケートの中で意見を伺っており、毎年、8割を超える方から「現在の開始時間で良い」と回答をいただいておりますので、朝食の開始時間の見直しはしておりませんが、引き続きアンケートで宿泊者から意見を伺ってまいりたいと思えます。

なお、今後は、夕食の最終入場時間についてもアンケートで宿泊者から意見を伺ってまいりたいと思えます。

Q アルペンローゼのポイントカードの有効期限を2年間に延ばしてほしい。

A アルペンローゼの宿泊ポイントカードの有効期限については、利用日から1年としておりますが、1年以内に再度利用があったときには、再度利用した日から更に1年有効期限を延長しております。

なお、有効期限を1年から2年に延ばすことについては、保養所運営委員会で検討してまいりたいと思えます。

Q 新型コロナウイルスの影響でアルペンローゼの利用を控えているので、ポイントカードの有効期限を延ばしてほしい。

A 新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛要請が出されたときから大規模改修工事が終了したときまでの間(3月~7月)に有効期限が切れるポイントカードをお持ちの方については、有効期限を延長する措置を取らせていただいておりますので、ご利用の際は、アルペンローゼのフロントへお申し出ください。

福祉施設利用補助関係

Q レクリエーション施設の利用回数及び補助金額を増やしてほしい。

A 利用回数及び補助金額を増やすことについては、他の保健事業(人間ドックや歯科健診など)を含めて保健事業全体の中で検討させていただきます。

なお、えらべる倶楽部では、ディズニーリゾートやUSJなどのテーマパークの補助、映画館や日帰り温泉施設など割引で利用できる施設が数多くありますので、是非ご利用ください。

Q レクリエーション施設としてエステや脱毛サロンなどの施設と契約してほしい。

A 本組合のレクリエーション施設としての取扱いは、遊園地などの施設を利用した際の補助は行っていますが、美容のために施設を利用した場合の取扱いは行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、えらべる倶楽部では、エステサロンなどと契約しており、割引で利用できる施設もありますので、是非ご利用ください。

Q レクリエーション施設について、施設の追加や利用料金に変更があった場合などホームページを更新してほしい。

A レクリエーション施設の追加や利用料金に変更などがあった場合は、その都度、本組合のホームページを更新しております。

Q レクリエーション施設利用券をバーコード化やQRコード化してほしい。

A 施設側におけるバーコード(QRコード)の読み取り機器の課題や施設ごとに利用券が必要となり利用券の管理が難しくなることなどから、バーコード化(QRコード化)は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

Q 映画のチケットをインターネットで購入できるようにしてほしい。

A 本組合のレクリエーション施設助成については、施設の窓口にご利用券を提出することで初めて補助を受けることができ、施設側では窓口へ提出された利用券を基に利用券を添えて補助金相当分を本組合に請求することとなっていることから、インターネットで映画のチケットを購入する場合は、利用券を使用することはできませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、えらべる倶楽部では、会員専用サイトから映画のチケットを購入することができますので、是非ご利用ください。

Q MOVIX さいたま・イオンシネマ浦和美園と再契約してほしい。

A MOVIX さいたま及びイオンシネマ浦和美園については、チケットの購入の自動化への移行に伴い、施設側から契約解除の申し入れがありましたので、再契約は難しいと考えております。

その他の事業関係

Q 各事業に係る申請については、ペーパーでのやり取りとなっており、紙資源の節約や郵送料の削減などの経費節減を考えると各種申請方式の電子化を進めてほしい。

A 地方公共団体等における行政手続きについては、オンライン化が努力義務となされたため、連合会等に内容を確認させていただきながら、電子申請に係る手法等について、今後研究してまいりたいと思います。

Q 共済組合の申請様式に組合員証記号・番号や氏名、生年月日などの記入が必要なのはわかりませんが、記載事項が多く、記入内容も分かりづらいことから、共済組合で確認できる情報は記入しなくても良いように、また、初見でも書けるよう簡易な様式に改善してほしい。

A 共済組合における各種申請書については、規則・規程等により定められておまして、事務処理を進める上で必要な項目を申請書に記載いただいておりますので、すぐに対応することは難しいと考えます。ご理解をお願いいたします。なお、申請様式等の簡素化については、研究してまいりたいと思います。

Q 共済組合ホームページの内容については、冊子「共済事業のあらまし」と同等の内容が収録されているとのことだが、必要な情報が検索しづらい時があるので、利便性の向上等を目的に「共済事業のあらまし」をPDFファイルなどの電子データ化をして掲載してほしい。

A 共済組合のホームページについては、冊子「共済事業のあらまし」の掲載内容を網羅している状況ですので、当該冊子をPDFファイルなどの電子データ化して収録することについては、現在予定しておりません。ご理解をお願いいたします。

なお、検索機能について、貴重なご意見をいただきました。現状の検索機能は、ライフワークに応じた検索機能を備えておりますが、ご意見を踏まえて、改善の余地がありましたら検討をさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

Q 『共済だより』、『共済事業のあらまし』などについては、経費削減及び環境保護の観点から、冊子配布を取りやめ、電子媒体での配布に変更してほしい。

A 『共済だより』等の冊子については紙使用量を削減するなど、環境保護の観点からペーパーレスを行い、電子媒体での配布に切り替えてほしいとのことですが、当該冊子の配布については、普及宣伝活動の一環として配布を行っております。また、配布部数についても以前より経費節減等のご要望を受けまして、各所属所に必要部数を調査の上、希望部数を配布しております。いずれにいたしましても冊子配布希望がございますので、現状の取扱いについてご理解をお願いいたします。